JR東海労幹関西地「申」第9号 2025年10月29日

東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部関西支社 支社長 坂上 啓 殿

> J R 東海労働組合新幹線関西地方本部 執行委員長 笹田 伸治

「行先地における休憩時間の確保」に関する申し入れ

2025年9月5日、静岡地区豪雨により東海道新幹線の列車に大幅な遅延が発生した。当日、T409行路で506Aに乗務した組合員も3時間8分遅れて東京駅到着は17時50分となった。しかし、出勤時刻の10時59分から既に7時間を超えての労働を余儀なくされたにもかかわらず、行先地の東京において全く休憩時間が付与されないまま下り列車59Aへの乗務を命じられた。59Aも2時間12分遅れて新大阪駅到着は23時33分となった。

当該組合員は出勤から約13時間もの間、休憩時間を付与されず労働を強いられたのである。このような行為は明らかに労基法第34条違反であり、乗務員の健康・安全と乗客の安全を阻害する由々しき事態である。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答 を行なうこと。

記

- 1. 行先地における休憩時間は、食事はもとより乗務労働による精神的、肉体的疲労の回復と次の乗務の安全を確保するにあたり極めて重要と考えるが、会社の見解を明らかにすること。
- 2. 行先地の東京において、休憩時間を付与しなかった理由を明らかにすること。
- 3. 出勤から7時間を超える労働を余儀なくされたにもかかわらず休憩時間を付与しなかったこと。さらに休憩無しで新大阪までの乗務を命じたことは明らかに労働時間が10時間を超えることを認識しての業務命令であった。この行為は労基法第34条違反である。会社の見解を明らかにすること。

- 4. このような事態は、安全よりも運行優先の管理者の意識が具現化した結果であり、会社の経営姿勢の反映である。管理者の運行優先から安全最優先への意識転換を図り、企業風土の醸成に務めること。
- 5. 会社は労基法違反を認め関係社員に謝罪するとともに今後は行先地において、適切に休憩時間を付与すること。

以上